

NPI Quarterly

Nakasone Peace Institute

Contents

Volume 16 Number 2

2025年・春号

政策研究

「最近のサイバー情勢とサイバー対処能力強化法案」

大澤淳

「Women、Peace and Security (WPS: 女性・平和・安全保障)
—防衛省が導入を推進する安全保障の取り組み—」

川嶋隆志

「初の国定教科書にみるロシアの対外歴史認識と問題点」

河西陽平

「中国、インドの鉄鋼業における低、脱炭素化の取組み」

柿原敏彦

「色丹島を訪ねて～ビザなし交流に参加しての所感～」

山崎速人

研究所ニュース

「「日台対話2024」を東京で開催」

「第15回「東京-ソウル・フォーラム」を東京で開催」

「人事」

「研究所会議テーマ一覧」



NPI

政策研究

最近のサイバー
情勢とサイバー
対処能力強化法案

主任研究員

大澤 淳

1. 地政学を踏まえた最近のサイバー攻撃情勢

2022年頃から国家が関与するサイバー攻撃が顕在化している。背景として、サイバーならずもの国家¹が、国家目的を達成する手段として、サイバー攻撃を用いるようになったことがあげられる。大規模な破壊や人命喪失を伴わない一定程度以下のサイバー攻撃は、武力攻撃に該当せず、武力紛争を誘発することなく、敵対国の重要インフラを機能停止させることができる。また、ランサムウェア(身代金要求型)を使った重要インフラやサプライチェーンへのサイバー攻撃では、犯罪グループによる攻撃か国家が指示をした攻撃かを見分けることが難しく、国家の関与を隠して相手国にダメージを与えることも可能である。そういった点で、サイバー攻撃は、サイバーならず者国家にとって都合の良いツールとなっている。

また、攻撃者が特定しにくいというサイバー攻撃の技術的特性を生かして、相手国の政策情報やビジネス秘密、知的財産を盗む、情報窃取型のサイバー攻撃も活発化している。我が国の航空/宇宙産業や半導体産業を標的としたとみられる情報窃取型サイバー攻撃キャンペーンもたびたび観測されるようになってきている。図1にあるように、宇宙航空研究開発機構(JAXA)に対して4回のサイバー攻撃が2023年6月から2024年5月にかけてあり、テレワークで使われるVPN機器が狙われたことが分かっている²。

警察庁は2025年1月8日、中国系サイバー攻撃グループ「MirrorFace」がJAXA他210件のサイバーの攻撃に関与していた、と発表し注意喚起を行った³。同グループは、2019年から2023年にかけてシンクタンク、政府職員OB、政治家を標的とした「攻撃キャンペーンA」、2023年から24年にかけて半導体、

情報通信、航空宇宙を標的としてVPN機器から侵入する「攻撃キャンペーンB」、2024年6月頃から学術、シンクタンク、政治家、メディアを標的とする「攻撃キャンペーンC」を行っていた。

この「MirrorFace」はLODEINFOと呼ばれるマルウェアを「攻撃キャンペーンA」で使用しており、2022年の参議院選挙期間中には、自民党の広報部門を騙った標的型メールを関係団体に送っていることが分かっている⁴。また、「MirrorFace」は、マルウェアの技術的特性から、中国国家安全部と関係のあるグループと分析されている⁵。

図1<最近の重大なサイバー攻撃>

時期	攻撃対象	被害者	被害	手法	種類
～24年11月	先端技術	JAXA	不正アクセス 個人情報漏洩	ネットワーク貫通型攻撃	情報窃取型
23年7月	重要インフラ	名古屋港コンテナターミナル	コンテナ管理システム停止(約2日)	ランサムウェア	機能破壊型
24年6月	情報プラットフォーム	KADOKAWA(ニコ動)	配信用クラウドシステムの破壊 ビジネス秘密、個人情報流出	ランサムウェア	機能破壊型
24年12月～翌1月	重要インフラ	大手金融機関 JAL NTT	ホームページのアクセス障害 (オンラインバンキングの障害)	DDoS	機能妨害型
23年～	日米関係 沖縄問題	日本国民	コロナワクチンを巡る偽情報 沖縄の主権を巡る偽情報	偽情報	情報操作型

情報窃取型サイバー攻撃以外にも、市民生活を脅かす機能妨害型のサイバー攻撃であるDDoS攻撃が頻繁に観測されるようになってきている⁶。図1に示したように、2024年12月から25年1月初めにかけて、大手金融機関を標的としたDDoS攻撃が発生し、オンラインバンキングやアプリでの金融取引が数時間にわたりできなくなる障害が発生した。また、日本航空やJR東海でもDDoS攻撃と見られるサイバー攻撃が発生し、予約サイトにアクセス障害が発生するなどの支障が生じている。このようなDDoS攻撃は、2024年を通じて頻繁に観測され、年末年始の攻撃以外に、24年2月下旬、5月中旬、7月中旬、10月中旬に大規模なDDoS攻撃が発生している。攻撃対象は金融サービスのみならず、交通インフラ、政党、業界団体等多岐にわたる。

攻撃の背景として、日本とロシアとの地政学的対立があり、日本における外交・安全保障イベントに連動したDDoS攻撃が増えている⁷。2月下旬の攻撃は、24年2月19日に東京で行われたウクライナ経済復興推進会議に対して、ロシアのハッカーグループが報復を宣言して行われた攻撃であった。7月中旬、10月中旬に行われた攻撃は、日本における共同軍事演習がきっかけとなっており、7月はHNATO共同演習(独仏西の戦闘機20機が来日し三沢基地をベースに北方空域で演習)、10月は日米共同統合演習「Keen Sword」(北海道東部で実弾演習)の実施発表に対して、ロシアが対抗措置として実施したと考えられる。

このように、ウクライナ戦争や台湾を巡る米中の対立のような地政学的な対立が深まる中で、その余波と見られるサイバー攻撃が我が国に対しても増加しており、攻撃者の意図を把握し、「誰が狙われ」「どのような攻撃」を受け得るのか予見性を高め、効果的な防御策を講じるが必要となってきた。

2. サイバー攻撃手法の変化

2019年末からの新型コロナウイルスの流行では、多くの国で緊急事態の宣言やロックダウンが行われ、ビジネスを継続するために多くの企業でテレワークが導入された。それに伴い、VPN(仮想専用通信網)を設けて、組織内のネットワークに外部から安全に接続する体制が企業や公的機関で構築されたが、このVPN機器を狙った「ネットワーク貫通型」と言われるサイバー攻撃が、我が国でも2023年頃から増加している(図1参照)。本来は組織内のネットワークを守っているはずのセキュリティ機器の脆弱性を利用して、いわば鍵のかかっていない裏口からネットワーク内に侵入してくるタイプの攻撃である。先に述べたJAXAに対するサイバー攻撃もこのタイプの攻撃であった。

ネットワーク貫通型サイバー攻撃では、ネットワーク境界に設置されたITセキュリティ機器の脆弱性が狙われる。このようなセキュリティ機器は多くの組織で利用されており、同じIT機器を使用している組織に対しては、同じ手法でサイバー攻撃を行うことができるため、非常に効率的にサイバー攻撃を行うことが可能となる。サイバー攻撃の自動化も攻撃者側で進んでおり、新たな脆弱性が明らかになると、同じ手口で24時間以内に一斉に攻撃キャンペーンが行われることが分かっている。

米国では、2023年春頃から、中国の人民解放軍との関係が疑われる攻撃グループ「Volt Typhoon」が、VPN機器の脆弱性を使って、重要インフラ企業等にサイバー攻撃を行っていることが明らかになっている⁸。米国では、家庭や小規模事業者で使われているSOHOルーターが「Volt Typhoon」に乗っ取られて悪用されていることが判明し、米国司法省とFBIは、裁判所の許可を得た上で、「Volt Typhoon」に悪用されている家庭やSOHOのネットワーク機器に外部からアクセスして無害化する強制措置を行った⁹。このような対応措置は能動的サイバー防御(ACD:Active Cyber Defense)と位置づけられ、米国で2015年頃から実施されている。

3. 能動的サイバー防御法案の実現に向けて

我が国でも2022年12月に国家安全保障戦略が改定され、その中で能動的サイバー防御(ACD:Active Cyber Defense)の実施が記述された。「安全保障上の懸念を生じ

させる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するために能動的サイバー防御を導入する」¹⁰との表現が盛り込まれ、米国のように、外部からアクセスして無害化する強制措置を念頭に法律の整備が進められている。

2024年6月7日に「サイバー安全保障分野での対応能力向上に向けた有識者会議」が開かれ、8月7日には「これまでの議論の整理」という形で、上記3分野の体制整備の方向性と課題の論点整理が発表された¹¹。24年9月の岸田内閣から石破内閣への交代と10月の総選挙の実施で、能動的サイバー防御を可能とする法案の行方も危うくなったが、自民党の小野寺政調会長を中心とした安全保障調査会やデジタル社会推進本部の後押しもあり、有識者会議の提言¹²が24年11月29日に石破首相に提出され、法案が2025年の通常国家に「サイバー対処能力強化法案」¹³として提出される運びとなった。

同法案では、①官民連携の推進、②通信情報の利用、③アクセス・無害化措置、の3つの分野に関する関連法案が改正され、日本のサイバー対処能力を抜本的に改善することが期待されている。

- 1 米国の2023国防サイバー戦略ではロシア、中国、北朝鮮、イランがサイバー懸念国として指定されている。
US. Department of Defense, 2023 Cyber Strategy, September 2023. https://media.defense.gov/2023/Sep/12/2003299076/-1/-1/1/2023_DOD_Cyber_Strategy_Summary.PDF
- 2 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構「JAXAにおいて発生した不正アクセスによる情報漏洩について」2024年7月5日。
https://www.jaxa.jp/press/2024/07/20240705-2_j.html
- 3 警察庁「MirrorFaceによるサイバー攻撃について」2025年1月8日。
https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/pdf/20250108_caution.pdf
- 4 ESET 「APT グループ「MirrorFace」が日本の政治団体を標的に実行したLiberalFace 作戦の詳細」
<https://www.eset.com/jp/blog/welivesecurity/unmasking-mirrorface/>
- 5 NTTセキュリティ・ジャパン「サイバーセキュリティレポート2022.12」2023年1月17日。
https://jp.security.ntt/resources/cyber_security_report/CSR_202212.pdf
- 6 大澤淳「サイバー攻撃で狙われる金融サービス—地政学的環境の変化とDDoS攻撃の増加」IINA, 2024年6月3日。
https://www.spf.org/iina/articles/osawa_05.html
- 7 大澤淳「外交・安全保障と連動するサイバー攻撃・偽情報—G7サミット期間に発生したDDoS攻撃」IINA, 2024年6月3日。
https://www.spf.org/iina/articles/osawa_06.html
- 8 Microsoft Threat Intelligence, “Volt Typhoon targets US critical infrastructure with living-off-the-land techniques,” May 24, 2023.
- 9 U.S. Department of Justice, “U.S. Government Disrupts Botnet People’s Republic of China Used to Conceal Hacking of Critical Infrastructure,” January 31, 2024.
- 10 内閣官房「国家安全保障戦略について」2022年12月16日、21頁。
<https://www.cas.go.jp/jp/siryoku/221216anzenhoshou/nss-j.pdf>
- 11 内閣官房サイバー安全保障体制整備準備室「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議 これまでの議論の整理」2024年8月7日。
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/giron_seiri/giron_seiri.pdf
- 12 サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」2024年11月29日。
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/koujou_teigen/teigen.pdf
- 13 正式名称は、「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案」(新法)及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(整備法)。

政策研究

Women, Peace and Security (WPS: 女性・平和・安全保障) —防衛省が導入を推進する 安全保障の取り組み—

主任研究員

川嶋隆志

1 WPSが具体化されるまでの経緯

防衛省は2024年4月に『防衛省WPS推進計画』においてWPSを「紛争、災害等においてより脆弱な立場に置かれる女性、女兒等が、紛争、災害等発生時に特に保護すべき対象であるという考えの下、女性、女兒等の保護及び救済に取り組みつつ、女性が指導的及び主体的に、紛争の予防、復興、平和構築等並びに防災、災害対応及び復興のあらゆる段階に参加することで、より持続的な平和に資することができるという考え方をいう。」と定義づけた¹。これは、国連におけるWPS「全ての紛争の予防及び解決、平和構築、平和維持、回復及び復興への努力の中心にジェンダーの視点を取り入れること」²を防衛省として具現化する取り組みであり、また、WPSの分野で各国、国際社会がとるべき行動であるWPSアジェンダ（参画（Participation）、予防（Prevention）、保護（Protection）、救援と復興（Relief & Recovery）への取り組みを決意したものとして今後の指針となるだろう。

こうしたWPSの概念やアジェンダは、国連発足後、①国連憲章（1945年）から国際人権規約（1966年）に至る人権規範の成立の段階、②国際婦人年（1975年）、国連婦人年の10年（1976～1985年）、女子差別撤廃条約（1979年）等の女性の人権にかかわる取り組みの推進の段階を経て、国際社会において徐々に具現化されてきたものである。その最も明確な契機となったのが2000年に国連安保理で紛争下の女性をめぐる課題に焦点を当てた初めての決議として採択された安保理決議第1325号である。

その後、安保理決議第1325号を補完する形で、関連安保

理決議（第1820号（2008年）、第1888号及び1889号（2009年）、第1960号（2010年）、第2106号（2013年）、第2122号（2013年）、第2467号（2019年）、第2493号（2019年）が安保理で採択された。また、関連する安保理議長声明、国連事務総長報告を加え、WPSアジェンダの具体化、整理が行われている。

この安保理決議第1325号及び関連決議履行のために国連加盟国が策定・実施することとされたのが、女性・平和・安全保障に関する行動計画（National Action Plan: NAP）であり、2024年2月段階で108か国が行動計画を策定済みである。日本は2015年に行動計画を策定し、第2次行動計画（2019年）、第3次行動計画（2023年）と改定を重ね現在も実行中である。

2 日本政府の取り組み

2023年4月に策定された第3次行動計画では関連施策を「日本の国際的な貢献」と「国内における活動」に大別し、具体策及び達成状況を評価するための指標を設定している。また、日本が多数の大規模自然災害を乗り越えてきた経験から、ジェンダー視点を紛争だけでなく、災害の項目にも取り組んだ点も特色である³。

第2次行動計画までの枠組みは安保理決議第1325号の4つの柱である「参画」、「予防」、「保護」、「人道復興支援」別に構成され、詳細な具体策や指標が記載されてきたのと比較すると、第3次行動計画ではより幅広い活動ができるよう文言と指標が整理されている⁴。

この第3次行動計画をまとめたものが次頁の表である。第3次行動計画では、防衛省は①女性の参画とジェンダーの視点に立った平和構築の促進、②性的及びジェンダーに基づく暴力への対応と防止、④国内のWPS促進のための取組、⑤モニタリング・評価の実施主体として明記された。

3 防衛省への導入状況

2015年の行動計画（第1次）策定から、2023年の防衛省WPS推進本部設置に至るまでの間、防衛省では①女性活躍の推進及び②WPS国際連携における取組を継続してきた⁵。①としては、女性隊員の採用・登用の拡大や生活・勤務環境の改善、ワークライフバランス改善等、女性自衛官の配置制限見直し等が進められてきた。②としては、ASEANにおけるWPS推進リードや多国間PKO訓練への教官派遣等、知見を有する一部職員による個人ベースでの貢献が国際的なWPS

コミュニティにおいて行われてきた。これらの経験者に加え、海外の教育課程を活用したジェンダー・アドバイザー（GA）の育成も継続的に行われてきたが、教育修了者がその知見を活かすGAの配置が防衛省内にはなく、豪国防軍やNATOにみられるようなWPSに関する責任と権限を有する部署はなかった。このため、防衛省内での人材活用は進まず、WPS専門家の長期的な人事管理が行われないことで知見や経験が組織的に共有されない状況が継続した。その結果、防衛省・自衛隊内ではWPSへの認識や、ジェンダーの視点を政策の企画・立案に反映することの意義が十分に浸透しなかった⁶。

こうした状況は、2023年8月8日の防衛省WPS推進本部設置及び2024年4月2日の防衛省女性・平和・安全保障（WPS）推進計画の策定により変化することとなった。本推進計画では防衛省としてWPSの推進に取り組む意義及び必要性として、①国民の生命、身体等の保護に直接寄与、②防衛力の抜本的強化を図るうえで必要不可欠、③国際社会の一員として国際社会の平和及び安定に寄与する責任を挙げている。具体的な取組として、①防衛省全体の意識改革、②WPS推進体制の整備、③諸外国、機関等との連携、④自衛隊の活動へのジェンダー視点反映を挙げている。これらに上記推進本部が責任をもって取り組んでいくことで、今後のWPS導入推進が期待される。一方で、防衛省・自衛隊全体へのWPSへの認識や、ジェンダーの視点の意義を浸透させていくための教官要員の人材育成や専門性を生かした長期的な人事管理を

含む教育プログラムの策定は喫緊の課題であろう。

4 今後の展望

安全保障協力に関する日豪共同宣言（2022年）の12項⁷に見られるように、防衛省のWPS導入の推進は諸外国との連携において具体的な目標が先行して設定されている。また、WPSは豪国防軍、NATO、米軍の国際協力アイテムとして積極的に活用される傾向がみられる。このことから、WPSは国際連携や防衛交流を中心に進められていくと考えられる。特に災害の多いインド太平洋地域におけるHA/DRにおいては、国内災害への対応を通じて蓄積された防衛省・自衛隊の知見を活かしてWPSの推進に貢献できる可能性が高いと言える。

- 1 防衛省「防衛省女性・平和・安全保障（WPS）推進計画」（2024年）1頁（https://www.mod.go.jp/j/approach/wps/pdf/wps_plan.pdf）（2024年1月6日閲覧）。
- 2 United Nations, Women, Peace and Security: Study submitted by the Secretary-General pursuant to Security Council resolution 1325 (2000), 2002, p.1（<https://digitallibrary.un.org/record/477163?v=pdf>）（2024年1月6日閲覧）。
- 3 防衛省「防衛省女性・平和・安全保障（WPS）推進計画」1頁
- 4 外務省「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023-2028年度）」5頁（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100497914.pdf>）（2024年1月6日閲覧）。
- 5 防衛省「防衛省におけるWPS推進に係る取り組みについて」7～13頁
- 6 同上、5頁（https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/wps_suisin/pdf/202308_02.pdf）（2024年1月6日閲覧）。
- 7 外務省「安全保障協力に関する日豪共同宣言（2022年）」第12項「我々は、国連安保理決議第1325号に記されている、女性・平和・安全保障アジェンダを推進する。」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100410297.pdf>）（2024年1月6日閲覧）。

表 女性・平和・安全保障に関する行動計画（第3次）

主な取組	実施主体
1. 女性の参画とジェンダーの視点に立った平和構築の促進 ・ 和平交渉・合意への女性の参画支援 ・ 平和維持活動等への女性の参画促進 ・ 女性・女児のエンパワーメント支援等	内閣府PKO事務局、外務省、防衛省、警察庁、消防庁、海上保安庁、JICA
2. 性的及びジェンダーに基づく暴力への対応と防止 ・ 紛争下の性的暴力防止の専門家チームへの拠出 ・ 国際刑事裁判所への拠出やJICAを通じた法の支配定着に向けた支援 ・ 国際機関やJICAを通じて紛争影響国や脆弱国での性的およびジェンダーに基づく暴力防止の取組 ・ 被害者・被害当事者（サバイバー）への支援等	外務省、法務省、防衛省、警察庁、JICA
3. 防災・災害対応、気候変動に関する女性の参画とジェンダー主流化 ・ 国際機関やJICA、NGOなどを通じ、被災国や災害脆弱国へのジェンダーの視点での災害・防災・気候変動に関する支援を実施 ・ 国内の防災会議やジェンダーの視点での災害施策の整備と実施等	内閣府（防災、男女局）、外務省、警察庁、消防庁、海上保安庁、JICA（国際緊急援助隊含む）
4. 国内のWPS促進のための取組 ・ WPSやジェンダーに関する研修の実施、女性に対する暴力を許さない組織作りの取組強化のため担当官や窓口を設置 ・ 外国人女性を含めた国内の全ての女性の人権保障に向けた取組など	内閣府（防災、男女局）、外務省、法務省、警察庁、総務省、消防庁、海上保安庁、文部科学省、厚生省、防衛省
5. モニタリング・評価 ・ 女性・平和・安全保障の専門家で構成される評価委員会の設置 ・ 3年目に中間報告書を作成 ・ 政府は評価委員会の提言も踏まえ、6年後に行動計画の見直しを実施	全ての関係省庁・関係機関

出典：外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023403.pdf>）を基に筆者作成

政策研究

初の国定教科書 にみるロシアの 対外歴史認識と 問題点

研究員

河西陽平

問題意識

本稿の目的はウクライナ侵攻後に刊行された、ロシアで初となる国定の歴史教科書に記されている同国の対外歴史認識とはいかなるものなのかを明らかにすることである。2023年8月8日ロシアでは同年9月1日の新学期に向けて、16～18歳を対象とした初の国定教科書が導入されることが発表された。今回刊行された国定教科書は『ロシアの歴史 1914-1945年』、『ロシアの歴史 1945年-21世紀初頭』および『世界の歴史 1914-1945年』、『世界の歴史 1945年-21世紀初頭』の2種類4冊である。

紙幅の都合上、教科書に記載された全ての内容について触れることは出来ない為、歴史教育をめぐるこれまでロシアが行ってきた政策について言及した後、ロシアと諸外国との間でしばしば論争となる歴史的事例について『ロシアの歴史 1914-1945年』ではどのような解釈がなされているかについて触れ、最後にウクライナに対する「特別軍事作戦」をめぐる記述について検討を行う。

1. 歴史教育をめぐるロシアの国策に関する研究史

立石洋子によれば、ペレストロイカ期のソ連において使用されていた歴史教科書においては、与えられた史実を暗記するだけでなく、教科書を学ぶ生徒が一つの史実に対して異なる解釈が存在することを知り、史料に基づいて自ら歴史を分析する能力を身につけることが重視されたという。教科書を学ぶ生徒たちに史実の解釈の多様性を教えることを重視する口

シアの歴史教育は、ソ連崩壊後、ボリス・エリツィン政権下の1990年代も続いていたが、2000年5月にウラジーミル・プーチンが大統領になって以降、変化が見られるようになる。

ソ連の崩壊、資本主義の導入による経済の低迷と貧富の差の拡大といった混乱した国内状況の中で大統領に就任したプーチンは、国民を統合するための手段として愛国主義の高揚と歴史記憶の政治的利用に注目した。その後ロシアでは、2014年4月政権与党「統一ロシア」議員達が、ナチズムの復権を試みる言動に罰則を設ける刑法改正案を下院に提出し、翌月プーチンがこれを承認した。これにより、第二次世界大戦後ナチスドイツの戦争犯罪を裁くことを目的として実施されたニュルンベルク裁判で確定した事実の否定や、第二次世界大戦時のソ連の活動について「虚偽の情報」を頒布する行為に対しては、高額の罰金が科せられることになった。

2. 歴史教科書におけるいくつかの事例

(1) ミュンヘン協定

1931年9月18日の満洲事変、1933年1月30日のヒトラー内閣成立、1936年の日独防共協定の成立といった一連の事態を受けて、当時のソ連は自国が東西より挟撃される可能性を真剣に検討していた。ソ連の指導者スターリンにとっては二正面戦争の危機をどのように脱するかが国家の安全保障上最も重要な課題だったのであり、ヒトラーの政権獲得後東方に向けて膨張しつつあったドイツに対する集団安全保障体制の構築と、脆弱であった極東の軍備増強による対日牽制が同時に目指された。

ところが当時の欧州諸国、とりわけ英仏両国は、ヒトラーに対して宥和的な姿勢をとっており、ドイツ系住民が多数を占めるチェコスロヴァキアのズデーテン地方をドイツに割譲することによって、ヒトラーのこれ以上の領土拡張を食い止めようと考えた。これが1938年9月30日に成立したミュンヘン協定であるが、国定教科書『ロシアの歴史 1914-1945』では、ドイツに対する英仏の宥和政策はドイツの矛先をソ連に向けたためのものだった可能性について言及しており、ソ連にとってはミュンヘン協定こそが第二次世界大戦への道を開いた原因であると明記されている。

(2) 独ソ不可侵条約と秘密議定書

国定教科書『ロシアの歴史 1914-1945』では独ソ不可侵条約が締結された背景について、英国もフランスもソ連と対独軍事同盟を締結するつもりなどなく、ドイツがソ連を攻撃するための時間を稼ごうとしていただけであったとしたうえで、ドイツと

の不可侵条約締結によってソ連はドイツとの戦争を二年間先延ばしすることができ、赤軍は対独防衛準備を行い、新しい軍備を整えることができたと高く評価している。また、秘密議定書によってソ連の国境を数百キロメートル西部に移動させることでキエフ、ミンスク、オデッサといった政治・経済の中心都市を比較的安全な状態におくことができたほか、ウクライナ西部およびベラルーシ西部に居住していたウクライナ人、ベラルーシ人、ユダヤ人を赤軍の庇護の下に置くことができた肯定的に評価している。

問題はソ連が秘密議定書に基づいて一方的に影響圏とした国々の人々に対して行った蛮行については目を瞑り、あくまでソ連軍を「解放者」の視点で捉えている点にある。バルト三国は独ソ不可侵条約の秘密議定書に基づいてソ連の影響圏に入ることになったが、1940年7月スターリンはこれら三国政府に対して、ソ連軍の進駐を含む相互援助条約の締結を強引に迫ったのである。スターリンとヴァチスラフ・モロトフ外務人民委員による恫喝を受け、各国首脳は相互援助条約を締結し、ソ連軍が進駐することになった。ところがスターリンは、進駐したソ連軍の安全を確保することを理由に、各国の民族主義政権の解散を要求し、ソ連軍の圧力のもとで総選挙を実施、各国の政府を全て共産党政権とし、ソ連への加盟を申請させ、それを認めることによって各国を併合した。しかるに国定教科書ではこの点が無視されており、バルト三国ではあくまで民主主義に基づいた選挙が実施された上でソ連軍が進駐し、公正な選挙の結果共産主義政権が樹立され、彼らの自発的意思によってソ連への加盟が実現したという、事実と全く異なる記述がなされている。

(3)カチンの森事件

独ソ不可侵条約と秘密議定書をめぐる記述が史実とプロパガンダの混在したものであったのとは対照的に、カチンの森事件に関する国定教科書の記述は冷静なトーンである。独ソ不可侵条約の秘密議定書に基づいてドイツ軍は1939年9月1日ポーランドに侵攻、9月17日にソ連軍が東からポーランドに進軍した。この際ソ連側の捕虜となったポーランド人将校、警官、知識人層など約22,000人がソ連の都市モレンスク郊外のカチンの森で銃殺されている。

戦中・戦後もソ連側は一貫してこの事実を認めなかったが、ペレストロイカとグラスノスチの進展に伴い、ポーランドのヴォイチェフ・ヤルゼルスキ大統領のモスクワ訪問の際、ミハイル・ゴルバチョフ大統領がカチンの森事件はソ連側の犯行によるものだと公式に認めたのであった。首相時代のプーチンも2010

年4月7日にカチンで開催された事件70年追悼式典に出席した際に行った演説で「全体主義による残虐行為を正当化することはできない」と発言し、その後ポーランド側に対して資料提供が進められることになった。

既にゴルバチョフ、プーチン、そしてメドヴェージェフの三者が、カチンの森事件がソ連側の手によって引き起こされたものだということを認めているという事情が要因となったのであろうか、国定教科書には「1990年代になって公開された史料によると、25,000人以上のポーランド軍捕虜の大部分はNKVDによって銃殺された」と明記されている。

3.ウクライナ侵攻をめぐる記述と問題

「特別軍事作戦」をめぐる章は、根拠が不明で自国の行動を正当化するような記述、読者にウクライナに対する更なる敵意を植えつけるような記述が数多く見られることから、多分にプロパガンダ的要素を有している。

たとえば、ウクライナ領内で活動中であったNATOの顧問たちがウクライナにドンバスへの攻撃をもちかけた、ウクライナには極秘で活動している米国の生物兵器研究所がある、ウクライナは核兵器を入手しようとしていたとの記述は、いずれも根拠のないものである。一方で、プーチン自身がウクライナに対する特別な執着を持っており、そもそも独立した主権国家として認めていなかったふしがあり、政治工作によってごく短期間にゼレンスキー政権を打倒して、ヴィクトル・ヤヌコーヴィチと当時の閣僚たちによって構成された傀儡政権をキエフに樹立することが本来の計画であったことなどは一切記載されていない。

代わりに同書では「ウクライナ軍は自国の住民を守らず、街を防衛せず、街の郊外に拠点をつくりアパート群の内部を戦闘陣地として住民がそこから去るのを許していない。すなわちウクライナ軍は自国民を人質に「生きた盾」として利用しているのである」との記述があるが、説得力を欠いたものと言わざるを得ない。「命令に忠実で規律正しいロシア軍」と「残虐なウクライナ軍」という対比がなされており、最後には「ロシアは英雄たちの国である」として特別軍事作戦の途上で戦死した軍人たちが称賛して教科書は締めくくられている。

なお、本稿は以下の当研究所HP掲載の「初の国定教科書にみるロシアの対外歴史認識と問題点」を適宜簡略化したものである。

<https://npi.or.jp/research/2025/01/15171147.html>

政策研究

中国、インドの鉄鋼業における低、脱炭素化の取組み

主任研究員

柿原敏彦

1. はじめに

2021年COP26において2050年カーボンニュートラル(以下、CN)とすべく関係各国は方向性を合意した。この実現に向け主要先進国は2050年、中国は2060年、インドは2070年と各国目標を立て、低、脱炭素化に取り組んでいる。しかしながら、現状に鑑みると世界のCO2排出量は2023年で37GTとピークアウトには至っていない。鉄鋼業は総CO2排出量の約7%を占め、世界でCO2を最も多く排出する産業である。鉄鋼業におけるCO2排出は、主に鉄鉱石を炭素還元する生産プロセスに起因する。このため鉄鋼業は炭素還元製鉄から低、脱炭素化を可能とする生産プロセスへの転換に迫られている。

中国、インドでも自国の生産状況に応じて転換すべき生産プロセスを選択し、低、脱炭素化の実現を図る。既存炭素還元製鉄にとって転換先となりうる主な生産プロセスについては、低、脱炭素化の技術開発の動向およびその効果を踏まえると、脱炭素化の実現は厳しい。その中でも高炉、炭素溶融還元炉-転炉法は、天然ガス直接還元炉-電炉法に対して低炭素化効果が比較劣位である。これら生産プロセスでの脱炭素化にはCCUS(CO2再利用、貯留)利用が必須である。他方、スクラップ-電炉法は、脱炭素化の実現は可能であるものの、鋼材保有量の増加に対応できない。よって還元鉄を製造しつつ脱炭素化を実現できる水素直接還元炉-電炉法が、水素や電力の脱炭素化が必要ではあるものの、目指すべき生産プロセスとなる。

2. 中国、インドにおける低、脱炭素化の取組み

鉄鋼業では主に粗鋼生産までの工程でCO2が発生する。世界の年間粗鋼生産量は2021年約20億Tをピークに2022年、

23年も約19億Tと堅調に推移している。国別生産量は中国が10.2億T、次いでインド1.4億Tの順である。これら生産規模を踏まえ、鉄鋼生産大国である中国、更なる生産拡大が見込まれるインドでの低、脱炭素化の取組みについて、現状を整理し考察する。

(1) 中国

中国は2030年までにCO2排出量をピークアウト、2060年でのCNを目指している。粗鋼生産量は、2000年以降急増し2020年には約11億Tとなり、2023年も約10億Tの粗鋼を生産し、世界粗鋼量の50%以上を生産している。生産プロセス構成は転炉90%、電炉10%である。

中国の生産需給の状況は、国内鋼材需要は低迷も生産は高水準を継続し、鋼材輸出は年間約1億T規模となり、原材料価格の高止まりも相まって各鉄鋼メーカーの採算性が厳しい状況となっている。中国では、低、脱炭素化の推進はもとより、各企業の収益性改善のため生産能力適正化も喫緊の課題である。

このような状況を踏まえ、2021年4月、政府の過剰生産能力解消の通知を受け中国鋼鉄工業協会は、一部企業への高炉生産量を制限しつつ、電炉化等の推進により2025年までのCO2排出量ピークアウトの方針を打ち出した。更に同年6月より「鉄鋼業生産能力実施弁法」を改訂、設備新設時の既存設備廃却の義務付けをより厳しくし、高炉新設の場合、生産能力の置換比率(廃棄:新規)を1.25:1と定めた。また、例外として電炉等への置換の場合、1:1での新設を認めている。その後2022年2月、政府は指導意見を公布し、生産設備の80%以上を低炭素化し2030年までのCO2排出量ピークアウトを掲げた。続いて2024年5月、政府は省エネ・炭素削減行動計画において、2025年までの生産能力追加を認めず、電炉比率を15%まで引き上げ、省エネ、低、脱炭素化技術開発を促進し、CO2排出量約0.5億T削減の目標を示した。

現状、粗鋼の大宗は高炉-転炉法で生産されており、各企業は高炉の設備更新にあわせ高炉-転炉法を継続し生産規模縮小を図るか、スクラップ-電炉法や水素直接還元炉-電炉法等への生産プロセス転換を図ることとなる。高炉-転炉法を継続する場合、生産規模を縮減しつつ省エネ、高効率化を図り、高炉での水素活用にも取組み、CO2排出量を削減する。既に水素活用は進んでおり、宝武鋼鉄集団の八一鋼鉄では試験炉でCO2排出量21%以上の削減効果を確認し、商業実証を行っている。他方、生産プロセス転換も進めており、スクラップ供給体制を構築し、中国鋼鉄工業協会は2035年には電炉比率30%以上を目標とし当面の間、電炉化の流れが加速することが見込まれている。また、水素直接還元炉-電炉

法の導入も進めており、河北鋼鉄集団は年産120万T、宝武鋼鉄集団は年産100万T規模の直接還元炉が稼働している。

このように大手鉄鋼メーカーは、低、脱炭素化の取組みを着実に進めており、河北鋼鉄集団、宝武鋼鉄集団は、それぞれ2022年、2023年にCO2排出量ピークアウト、2050年でのCNを、鞍山鋼鉄集団は2025年までにCO2排出量ピークアウト、2060年でのCNの達成を目指している。

(2) インド

インドは2030年までにGDP当たりCO2排出量45%減、2070年でのCNを目指している。粗鋼生産量は1990年で約0.1億Tであったが2020年には約1.0億Tとなり、2023年は約1.4億Tを生産し、世界の鉄の約7%を生産している。生産プロセス構成は転炉44%、電炉56%である。

インドでは、国内鋼材需要の伸長にあわせて生産は増加の一途を辿っている。2017年5月、政府は「国家鉄鋼政策」を発表し、鋼材需要を踏まえ2030年粗鋼生産量は3億T必要であると、その実現に向け高炉比率を60%~65%に引き上げ、電炉比率を30%~35%に引き下げる目標を示した。また、2024年2月、政府支援による低、脱炭素化の生産プロセス実用化を目指し、鉄鋼業の水素利用に関するガイドラインを公表した。

現状、電炉による粗鋼生産の過半はスクラップ-電炉法、残りは直接還元炉-電炉法である。インドは急速な内需拡大により、原料であるスクラップが供給不足に陥り、スクラップ-電炉法での生産に限界が生じ、自国の石炭生産事情や旺盛な鋳物産業を背景に各企業は直接還元炉-電炉法での生産拡大を図った。他方、転炉による粗鋼生産は高炉-転炉法がその大宗を占め、一部炭素溶融還元炉でも生産されている。

このような状況を踏まえると、インドでは還元鉄製造の規模拡大が急務であり、あわせて低、脱炭素化を進める必要がある。脱炭素化を可能とする水素還元製鉄は研究開発、設備実装まで時間を要するため、早期の鋼材供給量確保には、設備新設または更新時に高炉、炭素溶融還元炉-転炉法、直接還元炉-電炉法、いずれかの生産プロセスを選択することとなる。

まず高炉-転炉法であるが、確実な需要増加が見込まれ生産量変動への対応を考慮する必要が少なくことに加え、既存高炉は比較的早く新設、更新時のエネルギー効率向上の余地もあるため、第一の選択肢となる。また、既にタタ・スチールでは水素活用試験を実施しており、還元材の一部水素化も見込まれる。その他、インドは原料炭を輸入に頼っており、自国の低品位石炭を使用できる炭素溶融還元炉-転炉法も選択肢となる。次に直接還元炉-電炉法であるが、現状インドでの炭素直接還元炉の生産規模は大きく、水素直接還元炉

への移行を視野に、これまでの知見を活かしつつ、設備更新、および新設による増強が見込まれる。ただし、インドでは還元材となる天然ガスの安定調達に課題があるため、石炭還元が主体である。天然ガスの調達安定化にあわせて、まずは還元材の石炭から天然ガスへの転換が想定され、今後の天然ガス直接還元炉の生産能力拡大の動向を注視する必要がある。加えて、スクラップ-電炉法での生産維持、拡大のためにも、今後増加するスクラップの供給体制の構築が必要となる。

インドでは大手鉄鋼メーカー5社で総生産量の約6割を占めており、各社とも低、脱炭素化を進めている。タタ・スチールは2030年までにCO2排出量を40%削減し2045年までにはCNを、ジンダルスチール&パワーは2030年までにCO2排出量を35%削減し2047年までにはCNを目標に対応を図っている。国営企業のインド鉄鋼公社は、2030年までに粗鋼T当たりCO2排出量を大幅に削減しつつ、2070年のCNを目指している。JSWスチール、AM/NSインディアは、CNを将来目標としているが、2030年の粗鋼T当たりCO2排出量目標を明示し低炭素化を推進している。これら対応に加え、今後起こりうるインド国内での事業再編の状況によっては脱炭素化の流れが加速することも想定される。

3. おわりに

国内鋼材需要では中国は減少または維持、インドは増加という違いはあるが、両国とも鉄鋼業の低、脱炭素化を重要課題と位置づけ、政府方針に基づき各企業はそれへの対応として生産プロセス転換を推進しようとしている。転換後の生産プロセス構成については、自国内のスクラップの回収、処理、供給体制を整備し、スクラップ-電炉法での製造を一定割合維持する。また、当面の間、炭素還元である高炉、炭素溶融還元炉-転炉法および炭素直接還元炉-電炉法の生産プロセスでエネルギー効率化、水素活用技術の導入等により低炭素化を図り、やむを得ず発生するCO2にはCCUSで対処しつつ、将来的には水素直接還元炉-電炉法へ生産プロセスを転換し脱炭素化を目指すこととなる。

今後も世界人口は増加し、各国の経済成長にあわせて粗鋼生産量は増加が見込まれている。世界の鉄鋼業全体での低、脱炭素化を実現するには、最大の生産国である中国の対応はもとより、成長著しいインドでの対応は必須であり、今後も両国鉄鋼業の動向を注視する必要がある。

(なお、本稿は以下の当研究所HP掲載の「中国、インドの鉄鋼業における低、脱炭素化の取組み」を適宜簡略化したものである。)

<https://www.npi.or.jp/research/2025/02/10114500.html>

政策研究

色丹島を訪ねて ～ビザなし交流に 参加しての所感～

主任研究員
山崎速人

北方領土問題は、ロシアのウクライナ侵攻以降、残念ながら進展は見られない。それどころか、かなり後退した印象もある。よって多くの人々にとっては認識が薄いところかもしれないが、当然ながら極めて重要な問題であることは言うまでもない。

筆者は2016年(平成28年)、内閣府の北方対策本部(政府内で、北方領土問題についての普及啓発・交流事業等を所管)勤務の際、ビザなし交流で色丹島を訪問(5月20日～23日)、その際の様子を、映像資料等とともに2024年12月の弊所内所内会議で報告した。本稿はその当該報告の内容を簡単にまとめたものである。

なお、周知の通り、色丹島については、1956年(昭和31年)に締結された日ソ共同宣言において、平和条約が締結された後に、歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡す、旨の取り決めがなされている。

ここで、近年の北方領土問題をめぐる状況を確認したい。2010年にはメドヴェージェフ大統領の国家元首として初めての国後島訪問、2012年のラブロフ外相の発言、その後の地対艦ミサイルの国後島と択捉島への配備など、ロシアの領有権の主張を強化する動きが続いた。

そのような中、2016年12月、安倍総理(当時)とプーチン大統領が会談し、北方領土での共同経済活動に向けた協議開始を合意。2018年9月、両首脳は、北方四島における共同経済活動について、5件のプロジェクト候補の実施に向けた「ロードマップ」を承認、また2019年9月東方経済フォーラムで、平和条

約締結問題について未来志向で作業することを再確認し、北方領土問題が前進する期待が高まった。2017年～2019年には、2016年の日露首脳会談で合意された航空機による特別墓参(高齢化が進む元島民の身体的負担の軽減)が実施されている(ただ、その後2020年・2021年、新型コロナウイルスをめぐり状況により交流事業全体が中止に)。

しかしながら、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受け日本がロシアに対する各種制裁に加わると、ロシア側は「日本政府の決定に対する対抗的な措置に関するロシア外務省声明」を発表。その状況下において「日本との平和条約に関する交渉を継続するつもりはない」とし、「ビザなし交流」及び「ビザなし訪問」の中止、また、共同経済活動の調整に関する日本との対話から離脱する意向も表明した。

それ以降は北方領土問題について特段の進展は見られず、北方四島交流等事業についても再開の見通しが立たない状況にあるが、元島民等の方々の「せめて四島の近くで慰霊したい」という切実な思いに応えるため、洋上慰霊が実施されている。

筆者が参加した平成28年(2016年)第1回ビザなし交流(色丹島。5月20日～23日)は、上記のような状況となる前に行われたものである。日本側参加者約60名が色丹島の保育幼稚園、小中学校、日本人墓地、ロシア正教会、消防署、レストラン等を訪問、地元住民の個人宅へのホームビジット等も行った。

色丹島の「シコタン」とはアイヌ語で「大きな集落のある地」や「美しい島」の意味があるとされる。面積は251km²で鹿児島県徳之島とほぼ同じ。国後島や択捉島よりも南に位置していることもあり、気候も全体的に穏やか。標高は最高でも400m程度、なだらかな丘陵が拡がり、緑の芝に覆われた風光明媚な島である。人口は約3,800人(2023年1月)で、中心的な集落には、水産加工工場などがある穴澗(あなま)と、軍港のある斜古丹(しゃこたん)がある。戦前の色丹島の主産業は「千島海苔」の採取と捕鯨で、特に捕鯨は東洋一といわれるほどであった。

なお、1994年10月の北海道東方沖地震では、択捉島などを中心に北方領土にも甚大な人的・物的被害が出ているが、色丹島でも、10mほどの津波や大規模な地すべりも観測され、そ

れによる大きな被害を受けている。

いわゆるビザなし交流、墓参を含む交流事業は、近年の航空機での墓参を除き、長年、専用船で往復するのが基本の形であった(2012年からは「えとぴりか号」で)。そのため、毎年、天候の比較的安定している6月頃から9月頃までの数か月間に実施されていた(さらに、風・波のみならず、霧の発生等の影響で、予定変更となることも少なくなかった)。

筆者の当該色丹島訪問は4日間だったが、これは根室港を出て同港に戻るまでの全ての期間であり、色丹島で過ごすことのできる正味の時間は、日程中2日間だけだった。あまり知られていないが、根室から色丹島に直接向かうのではなく、一旦、国後島の古釜布(ふるかまっぶ)港に寄って、そこでロシア側のチェックを長時間にわたり念入りに受け、その後色丹島に向かう(帰りはその逆)ので、かなりの回り道を強いられることになる。また、色丹島にはこの交流の参加者が宿泊可能な施設はないため、夜は同船に戻って船内で宿泊し、翌日はあらためて同船から上陸する、という形である。

この滞在中、地元の小中学校、消防署への訪問、日本人墓地の墓参り、ロシア人の家にお邪魔しての交流(ホームビジット)、意見交換会、レセプション(懇親会)、などが行われた。紙面の都合上、そのひとつひとつを詳細に説明することはできないが、以下にわずかながら、個人的に印象に残った点を記す。

まず、驚くほど開発が進んでいない。島内の移動はほぼ全て車であるが、アスファルトで舗装されている箇所はほとんどなく、多くは砂利道、あるいは土の道である。その点、国後島や択捉島とはずいぶん様相が違われ、このことからロシア側のこの島への姿勢がわかる点という指摘はよく耳にした。

居住者の住居も、いわゆる一軒家的なものよりも、圧倒的に2階建ての(いわゆるアパート的な)住宅が多く(しかも赤や黄や青などとてもカラフルに塗られている)、仔細に調べたわけではないが、全体的にかなり築年数が経っている印象を受けた。

商業という点でも極めて貧弱である。スーパーなどの商業施設で目にしたのは、結局、穴澗地区にある、いわば小規模のコンビニ程度の大きさの店、ただ1軒だった。それでも、色丹島の中で最も大きい店なのだという。4000人弱が暮らす同島において、他にもあるのではと思いたいが、商業施設はかなり不

十分な印象である。

次に際立ったのは、景色の美しさである。開発が進んでいないことのいわば裏返しだが、手付かずの自然がふんだんに残っている。これは観光資源という面では大きな魅力である。緑の芝に覆われていることもあり、絵本、あるいは「ムーミン」などのアニメに出てくるような極めて美しい自然に囲まれた島となっている。色丹島を含む北方領土は我が国固有の領土であるが、これほど近い距離のところ、まさに別世界とも言える雰囲気のある場所が存在していたというのはやはり驚くべきことであった。

そしてもう一つ、同島に住む住民の素朴さと、日本人への友好的な対応である。住民たちとは、各種施設への視察、ホームビジット、意見交換会、懇親会、商業施設等で交流する機会を持ったが、いずれも、我々訪問団に対し終始友好的な姿勢であった。もちろん、意図的に、そうした姿勢を持つ住民を中心に我々に対応するようにされていたのかもしれないが、あくまでも個人の印象としては、そうした作為的な雰囲気は感じられなかった。懇親会の際はロシア民謡に合わせて日本人とダンスを踊る住民たちも多くなり、また、最終日にえとぴりか号に乗って帰路につく訪問団を、数十名の住民たちが岸壁に見送りに来てくれ、互いにいつまでも手を振り続けたりする、なかなか温かい場面もあった。そうした様相について、よく「国後や択捉と違い、色丹島はより返還に近いから、住民たちもそれを見越して中立的なのだろう」と言われることもあるが、少なくとも、こうした長年の交流事業等を通じて、日本側参加者・ロシア側住民が相互に、個人レベルでは理解・信頼を深めていることは言えると感じる。

現在の状況では極めて難しいことは重々承知であるが、今後また本課題についての交渉が再開され、望ましい方向に向かってくれることを期待したい。

(注1) その少しあとで本交流事業により同島を訪問した方からの情報によれば、ロシア政府の同島への開発や締め付けがこの時に比し厳しくなっている印象である。

(注2) 上記の見解・所感はいくまでも筆者個人のものであり、当研究所その他の機関のそれとは全く無関係であることを申し添えます。

研究所ニュース

■「日台対話2024」を東京で開催

中曽根平和研究所(NPI)では、2024年12月13日、台湾・遠景基金会との共催で、22回目の「日台対話2024」を東京のNPIにおいて対面形式で開催しました。会議に先立ち、NPIの麻生太郎会長・中曽根弘文理事長等と、遠景基金会の陳唐山董事長・頼怡忠執行長等が挨拶。その後、第1セッション「アメリカ新政権と東アジア」(進行:川島真NPI研究本部長)、第2セッション「日本の新首相の下での日台関係の展望」(進行:北岡伸一NPI総括研究顧問)、第3セッション「サプライチェーンと日台技術協力」(進行:頼怡忠遠景基金会執行長)において日台双方からのプレゼンテーションと質疑が行われました。いずれのテーマでも有意義な議論が行われ、日台協力の重要性と、今後の対話継続の重要性を共有しました。

■第15回「東京・ソウル・フォーラム」を東京で開催

中曽根平和研究所(以下、NPI)と韓国のシンクタンクであるソウル国際フォーラム(以下、SFIA)は、2024年12月20日、21日の二日間にわたり第15回「東京・ソウル・フォーラム」～「日韓国交正常化60周年に向けて」を東京で開催しました。

本フォーラムは、日韓の相互理解の促進・日韓両国の友好的関係の発展を主な目的とし、外交・安全保障・経済・社会など幅広い分野に関して、両国の政・財・学の各界を代表する識者が戦略的意見交換を行う場として、2010年より毎年開催されている国際会議です。昨年5月のソウルでの開催以来、両国が関係改善に向けての取り組みを続けていることを背景として、約1年7か月ぶりに開催されました。

細部については、以下の当研究所HPをご確認ください。
(<https://www.npi.or.jp/event/2024/12/23131439.html>)

【人 事】

- 安藤智洋主任研究員 出向元の日本貿易振興機構に転出(3月31日)
- 木村洋一氏 日本貿易振興機構より着任、主任研究員に就任(4月1日)

研究所会議テーマ一覧

- ◆ 中国、インド鉄鋼業における 低、脱炭素化の取組み 柿原敏彦(主任研究員)
- ◆ ロシア情勢とウクライナ戦争～プーチン大統領の下でロシアはどう変わったか 上月豊久(元駐ロシア特命全權大使)
- ◆ Women, Peace and Security (WPS:女性・平和・安全保障) 一防衛省が導入を推進する安全保障の取り組み一 川嶋隆志(主任研究員)
- ◆ 人口減少と気候変動 佐藤勉(主任研究員)
- ◆ 国際平和協力の現場で信頼を得るために 塩崇(陸上自衛隊上隊一佐)
- ◆ 米国はキューバ革命政権の延命を望むのか 経済制裁と移民政策の副作用 平田健治(主任研究員)
- ◆ 「経済」安全保障 塩沢裕之(主任研究員)
- ◆ 中南米の重要性を再認識し関係強化を図るために 田中秀治(主任研究員)
- ◆ 統計で見る日本の対外直接投資(国別×業種別) 安藤智洋(主任研究員)
- ◆ サヘル地域から見た日本 一西アフリカは東アジアの安全保障に影響を与えるのか一 長島純(研究顧問)
- ◆ 安全保障輸出管理の変遷 石上庸介(主任研究員)